東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 3月 4日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)の電動動弁注油ポンプ出口圧力調整弁において、本体に接続されているナット部より潤滑油のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理。なお、にじみ箇所には受け皿を設置。	GⅢ	
2	1号機	圧力抑制室水排水系サージタンクの排水配管において、継手部より漏水(約1滴/15分。汚染有り)が 認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、漏水箇所には受け皿を設置。	GⅢ	
3	1号機	コントロール建屋電気品室冷凍機(A)において、凝縮圧力調整弁取付け部から油分の付着及びフロンガスの微量な漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、冷凍機を切替、漏えい箇所を隔離。	GΙ	
4	1号機	定例試験「残留熱除去系(B系)電動弁手動開閉試験(長期保管)(その1)」のデーターシートにおいて、 H27. 2. 12実施分のシートが保管されていないことが認められたため、当該事象の原因調査。 なお、実績については運転日誌(アラームタイパ)にて確認済み。	GΙ	
5		直流125V主母線盤関係機器の点検期限を平成26年度としていたが、人身災害の影響により期限までに点検を行うことが困難になったことから、マニュアルに従い、検討・評価し点検期限を延長。	GⅢ	
6	1·2号廃棄物 処理設備	高電導度廃液系脱塩塔(B)水出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、当該弁設置配管の下流側の弁を閉し、漏えいは停止。	GⅢ	